

平成 30 年度における公共工事の入札・契約制度について

1 一般競争入札（条件付）における共同企業体（JV）対象工事の運用見直し

(1) JV 対象工事における混合入札の取扱い

JV 対象とした工事において、入札の結果、参加者が無く不調となり再発注する場合等で、単体でも入札に参加可能な混合入札を限定的に採用しています。この取扱いに加え、一般競争入札（条件付）の JV が対象となる工事のうち、工種「土木」、「建築」、「電気」及び「管」については、工事費が次の金額帯の場合、混合入札を実施します。

	JV 対象金額	うち、混合入札の対象とする金額帯
		土木
建築	7 億円以上	7 億円以上 10 億円未満
電気	2 億円以上	2 億円以上 3 億円未満
管	2 億円以上	2 億円以上 3 億円未満

(2) 構成員数の運用見直し

一般競争入札（条件付）の技術力結集型 JV における構成員数は、原則 2 者としています。例外的に、施工規模が大きい工事では、必要に応じて「3 者」とすることができるとしていますが、これを「2 者又は 3 者」とすることができるよう、見直します。

2 社会保険未加入者との下請契約に係る指名停止等措置について

社会保険等未加入建設業者を一次下請の相手方としてはならないとする対応を、二次以降を含むすべての下請に拡大したことに伴い、二次以降の下請の相手方が社会保険未加入者であった場合には、元請負人に対し警告を行うものとします。

※一次下請の相手方が社会保険等未加入建設業者であった場合については、従前どおり、契約約款違反により元請負人に対し 1 か月の指名停止を行うものとします。

(公共施設・事業調整課のページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/syakaihoken/>

(横浜市指名停止等措置要綱運用基準)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/shimeiteisiunyouki.jun.pdf>

3 最低制限価格等の算出における設計技術費の分類の見直し

最低制限価格及び調査基準価格を算出するうえで、水道・下水道施設の設備工事等の積算項目にある「設計技術費」については、これまで「直接工事費」に分類していましたが、「現場管理費」に分類するよう見直します。

	土木工事	建築工事	設備工事	
			変更前	変更後
直接工事費に分類されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 業務委託料等 	<ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 	<ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 機器費 設計技術費 製作原価 処分費 その他の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 機器費 製作原価 処分費 その他の経費
共通仮設費に分類されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 間接労務費 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 (ガス工事における) 諸経費 	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 (ガス工事における) 諸経費
現場管理費に分類されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理費 業務委託料等 工場管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理費 据付間接費 技術者間接費 	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理費 据付間接費 技術者間接費 設計技術費
一般管理費に分類されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費

4 工事入札の落札候補（予定）者通知後の書類提出期限延長

＜平成30年2月20日公表・再掲＞

落札候補（予定）者通知後の書類準備期間をより確保できるよう、書類の提出期限を1日延長等します。

【変更前】

落札候補（予定）者通知書の送付から 翌開庁日 の午後5時まで



【変更後】

落札候補（予定）者通知書の送付から 翌々開庁日 の午後5時まで

(平成30年2月20日公表資料)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20180220teisyutukigennentyo.pdf>

5 入札不調時における予定価格等の公表について

<平成30年2月20日公表・再掲>

一般競争入札において不調となった案件の、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格を、入札のとびらの入札・契約結果画面において公表することとします。ただし、応札者がいないことによる不調の場合は、これまでどおり非公表とします。

(平成30年2月20日公表資料)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20180220teisytukigennentyo.pdf>

6 実施時期

上記1から3については、平成30年4月1日以降に公告又は指名する工事から実施します。

4及び5は、平成30年度契約の工事（公告又は指名済みの工事も含む。）から実施しています。

担当：財政局契約第一課

電話（671）2244・2245